

# 国立市立国立第七小学校 いじめ対応基本手順

## 1 いじめの認知について

### 【いじめ防止対策推進法（第2条）】

この法律において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ◆ いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議

（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会 平成25年6月20日 参議院文教科学委員会）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

法令上規定されているいじめの定義は広範にわたるため、国立市では、認知したいじめを「法令上のいじめのうち軽微ないじめ」と「社会通念上のいじめ」に分類し、それぞれの状況に応じた対応をとることとしている。

法令上のいじめのうち軽微ないじめ	社会通念上のいじめ
「心身の苦痛を感じた行為」全て	社会通念上「いじめ」と認識されている行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 善意で行ったもの</li> <li>・ 悪意なく行ったもの</li> <li>・ 衝動的に行ったもの</li> <li>・ 双方が行ったもの （一般的に喧嘩と解されるもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童やその保護者から訴えがあったもの</li> <li>・ 被害者が、苦痛を感じる行為または人権意識を欠く行為を故意に受けたと捉えたもの</li> <li>・ 被害者が、苦痛を感じる行為または人権意識を欠く行為を一方向的に受けたと捉えたもの</li> <li>・ 被害者が、苦痛を感じる行為または人権意識を欠く行為を継続的に受けたと捉えたもの</li> </ul>

## 2 「法令上のいじめのうち軽微ないじめ」対応の基本手順

※ 以下に示すものは、対応の基本であり、個々の状況に応じて必要な変更・調整を行う。

### 1 事実確認

- ① 心身の苦痛を感じた児童から、及び関係した児童や周辺の児童から事情等を聞き取る。【担任（学年）】
- ② 学校いじめ対策委員会（管理職・生活指導主任・養護教諭・SC・SSW）にて担任が聞き取った情報の共有を行い、必要に応じて対応を協議する。  
【担任（学年）・生活指導主任】

## 2 指導

- ① その場で、状況に応じて必要な、指導等を行う。【担任（学年）】
- ② 加害児童の改善が難しい場合（繰り返し行ってしまうなど）は、生活指導主任も同席し、必要に応じて指導する。【担任（学年）・生活指導主任】

## 3 報告

- ① 管理職及び生活指導主任に口頭で報告する。【担任】
- ② 学校いじめ対策委員会委員が、いじめ認知の判断を行う。  
【学校いじめ対策委員会】
- ③ 「社会通念上のいじめ」の疑いがある場合、生活指導主任が管理職に報告し、臨時で学校いじめ対策委員会を開催して、状況に応じて「社会通念上のいじめ」として認知する。【いじめ対策委員会】

## 4 保護者への報告・説明

- ① いじめ行為を受けた児童宅及び、いじめ行為を行った児童宅へ電話にて状況を報告・説明する。【担任（学年）】
  - ② 連絡後の様子について管理職及び生活指導主任に報告・説明する。【担任（学年）】
- ※ 状況に応じて「いじめ」という文言を使用しないこともある。

## 5 その後の対応

- ① 各学年の生活指導メモに、事実とその後の経過を記録し、生活指導夕会にて、教職員で情報を共有する。【担任（学年）】
  - ② 関係教員を中心に経過を注意深く観察する。【担任（学年）・生活指導主任・養護教諭】
- ※ 故意による行為が見られると判断した場合、「社会通念上のいじめ」の疑いありとして学校いじめ対策委員会委員に報告する。
- ③ 学校いじめ対策委員会(月に1回開催)にて、状況を確認する。【担任（学年）】
  - ④ 生活指導主任及び担任より3か月、異常が見られないとの報告を受けた上でいじめ解消とする。【管理職】

※ 上記1~3の項目については当日中または遅くとも翌日の午前中までには実践する。

## 3 「社会通念上のいじめ」対応の基本手順

- ※ 以下に示すものは、対応の基本であり、個々の状況に応じて必要な変更・調整を行う。  
※ 「いじめ重大化を防ぐための留意事項」（令和7年11月）を参照する。

### 1 情報取得→報告

- ① 情報を取得した教員が速やかに管理職・生活指導主任に報告し、当該学級の担任と情報共有する。【生活指導主任】  
(特に保護者及び本人からの訴えがあった場合、「社会通念上のいじめ」としての認知を前提に速やかに報告する。)

### 2 臨時で学校いじめ対策委員会の実施

- ① 速やかに臨時で学校いじめ対策委員会を開く。  
【管理職または生活指導主任が開催を呼びかける】

### 3 事実確認

- ① 担任・学年主任、必要に応じて生活指導主任などで役割分担を行い、その日のうちに、関係児童から聞き取りによる事実確認を行う。  
【担任（学年）・生活指導主任】
- ② 把握できた内容のすり合わせを行い、事実確認できた点と、食い違いのある点を整理する。【担任（学年）及び参加した学校いじめ対策委員】

### 4 具体的対応方針案の協議

- ① 事実確認したその日に、臨時の学校いじめ対策委員会にて、事実確認した内容を基に、「社会通念上のいじめ」として認知する。【管理職・生活指導主任】
- ② 以後の具体的な対応方針を決める。
  - ・いじめ行為を受けた児童の安全の確保を最優先とする。
  - ・役割分担を決め、組織的に対応する。【担任（学年）及び参加した学校いじめ対策委員】

### 5 保護者への報告・説明（第1報）

- ① 対応方針を決めたその日に、いじめ行為を受けた児童の保護者及びいじめ行為を行った児童の保護者に、学校で確認した内容を報告する。【担任（学年）】
  - ② 保護者に今後の具体的な対応方針を提案し、了承を得る。【担任（学年）】
- ※ 万が一納得が得られない場合は、管理職へ繋ぐようにする。
- ③ 保護者に連絡したことを管理職・生活指導主任に報告する。【担任】

### 6 市教委への報告

- ① 市教委へ、電話にていじめの概要を報告する。【副校長】
- ② 「いじめ報告（第1報）」を作成する。【担任・生活指導主任】
- ③ 「いじめ報告（第1報）」を市教委へ提出する。【副校長】

### 7 より詳細な事実確認 → 保護者への経過報告

- ① 必要に応じて、いじめ行為を受けた児童及びその保護者の意向を踏まえ、より詳細な事実確認を行う。（2日間程度で）
  - ・食い違っている点を中心に、詳細な事実確認を進める。
  - ・事実確認した内容をもとに、「いじめ行為を行った児童」、「実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童（観衆）」、「見て見ぬふりをする児童（傍観者）」を判断する。
  - ・調査の経過を関係保護者に報告し、その後の学校の指導について理解を得る。  
【担任（学年）】

### 8 指導

- ① 「いじめ行為を行った児童」、「実際に手出しはないが、見てはやし立てる児童（観衆）」、「見て見ぬふりをする児童（傍観者）」に対し、それぞれに指導を行う。【担任（学年）・生活指導主任】

### 9 保護者への報告・説明（結果報告）

- ① 保護者に対し、指導の結果について報告する。【担任（学年）】
- ② その後の対応について了解を得る。【担任（学年）】

- ③ 保護者に連絡したことを管理職・生活指導主任に報告する。【担任】※万が一納得が得られない場合は、管理職へ繋ぐようにする。

10 その後の対応

- ① いじめ行為が継続していないか学校全体で見守りを継続する。  
【担任（学年）・生活指導主任・養護】
- ② いじめ行為を受けた児童及びいじめ行為を行った児童に対し、心理面も含めた支援を行う。（必要に応じて、SC、SSW等を活用する。）【担任（学年）】
- ③ 適宜、関係保護者と情報を共有し、必要な連携を行う。【担任（学年）】
- ④ 生活指導主任及び担任より3か月、異常が見られないとの報告を受けた上でいじめ解消とする。【管理職】
- ※ 生活指導夕会にて、教職員で情報を共有する。本校では毎週火曜日設定だが、必要に応じて職員夕会など活用し、迅速に共通理解が図れるようにする。

※ 上記1～3の項目については当日中または遅くとも翌日の午前中までには実践する。

4 重大事態の対応

(1) 重大事態発生の判断

1号事案	2号事案
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が自殺を企図した場合</li> <li>・身体に重大な傷害を負った場合</li> <li>・金品等に重大な被害を被った場合</li> <li>・精神性の疾患を発症した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間30日間を目途とする。</li> <li>・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日間に達していない場合についても迅速に調査に着手する。</li> </ul>

校長が教育委員会と協議の上、判断する。

(2) 発生判断後の対応

① いじめ重大事態の発生から調査開始	法、基本方針等の記載箇所
1 (2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針 32 頁</li> <li>・ガイドライン第4章</li> <li>・不登校重大事態指針 2 頁</li> </ul>
2 学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行う。 ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第30条第1項</li> <li>・基本方針 33 頁</li> <li>・ガイドライン第5章</li> <li>・不登校重大事態指針 3 頁</li> </ul>
3 教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校重大事態指針 3 頁</li> <li>(1号事案についても同様の対応をとる)</li> </ul>
4 教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とする。 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う。 ※2号重大事態は、原則として学校主体で調査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第28条第3項</li> <li>・基本方針 33 頁</li> <li>・ガイドライン第6章</li> <li>・不登校重大事態指針 4 頁</li> </ul>
5 被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン第7～9章</li> <li>・不登校重大事態指針 9 頁</li> </ul>
6 加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン第7章</li> <li>・不登校重大事態指針 9 頁</li> </ul>

7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10 付け事務連絡に基づく様式2の提出する。	-
8	児童・保護者から申し立てを受けた場合の対応 ※場合によって、ガイドライン別紙資料2を活用する。	・ガイドライン第4章
<b>② 重大事態調査の実施</b>		法、基本方針等の記載箇所
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会から必要な指導及び支援を受ける。	・法第28条第1項、第3項 ・基本方針35～38頁 ・ガイドライン第8章 ・不登校重大事態指針5～7頁
<b>③ 重大事態調査結果の説明・報告</b>		法、基本方針等の記載箇所
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることをしない。 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。	・法第28条第2項、第3項 ・基本方針38～39頁 ・ガイドライン第9章 ・不登校重大事態指針9頁
2	地方公共団体の長への報告 ※被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨予め説明する。	・基本方針39頁 ・ガイドライン第9章 ・不登校重大事態指針9頁
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	・ガイドライン第9章 ・不登校重大事態指針9頁
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。	・基本方針39頁 ・ガイドライン第9章 ・不登校重大事態指針10頁
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の可否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応する。 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告する。	・法第30条第2項～第5項 ・基本方針39～41頁 ・ガイドライン第12章 ・不登校重大事態指針10頁
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10 付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出する。	-
<b>④ 重大事態調査結果公表検討</b>		法、基本方針等の記載箇所
1	調査結果の公表の可否を判断 ※特段の支障がなければ公表する。	・ガイドライン9～10章
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	・ガイドライン9～10章
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	・ガイドライン9～10章
<p>※実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。</p> <p>※いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、漏れがないように対応する。</p> <p>※学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援として</p> <p>①「社会通念上のいじめ」対応の内容をさらに強化し、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、いじめ行為を受けた児童の安全を確保する。</p> <p>②校長が、教育委員会の助言を得ながら、いじめ行為を受けた児童の身体への被害、財産への被害、精神的被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。</p>		

○国立第七小学校 いじめ対策委員会

校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・低中高学年ブロックより1名ずつ（学級担任・SC・SSW）

○生活指導夕会（毎週火曜日）

学年・学級の様子の共有 いじめ・不登校・事故報告を含めた情報共有等を行う。

○学校いじめ対策委員会定例会

アンケート等の結果を基に、対策委員と各担任、SC・SSWとの情報共有（現状や指導後の様子など）を毎月1回行う。